

中学校学習指導要領

音楽科の改訂のポイント

文化庁

参事官（芸術文化担当）付

教科調査官

文部科学省

初等中等教育局教育課程課

教科調査官

臼井 学

目次

- 1 . 目標の改善
- 2 . 内容構成の改善
- 3 . 学習内容の改善・充実
- 4 . 移行期間中の対応や準備

1. 目標の改善／①教科の目標

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、**音楽的な見方・考え方を働かせ**、**生活や社会の中の音や音楽**、**音楽文化と豊かに関わる資質・能力**を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 曲想と音楽の構造や背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。 【知識及び技能】
- (2) 音楽表現を創意工夫することや、音楽のよさや美しさを味わって聴くことができるようにする。 【思考力，判断力，表現力等】
- (3) 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情を育むとともに、音楽に対する感性を豊かにし、音楽に親しんでいく態度を養い、豊かな情操を培う。 【学びに向かう力，人間性等】

1. 目標の改善／①教科の目標

音楽的な見方・考え方

音楽に対する感性を働かせ，音や音楽を，音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え，自己のイメージや感情，生活や社会，伝統や文化などと関連付けること

①音楽に対する感性を働かせること

音楽科の学習の成立基盤

音や音楽を，音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉えること

音響としての存在

捉えたことを，自己のイメージや感情，生活や社会，伝統や文化などと関連付けること

意味のある存在

1 . 目標の改善 / 学年の目標

(1) 「知識及び技能」の習得に関する目標

〔第1学年〕

曲想と音楽の構造などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な歌唱、器楽、創作の技能を身に付けるようにする。

〔第2学年及び第3学年〕

曲想と音楽の構造や**背景**などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な歌唱、器楽、創作の技能を身に付けるようにする。

〔第2学年及び第3学年〕では、「知識」に関する目標に「**背景**」が加わります。

1 . 目標の改善 / 学年の目標

(2) 「思考力，判断力，表現力等」の育成に関する目標

〔第1学年〕

音楽表現を創意工夫することや，音楽を自分なりに評価しながらよさや美しさを味わって聴くことができるようにする。

〔第2学年及び第3学年〕

曲にふさわしい音楽表現を創意工夫することや，音楽を評価しながらよさや美しさを味わって聴くことができるようにする。

〔第2学年及び第3学年〕では、表現領域に関する目標について、「曲にふさわしい」が加わります。

また、鑑賞領域に関する目標について、「自分なりに」がなくなります。

1 . 目標の改善 / 学年の目標

(3) 「学びに向かう力，人間性等」の涵養に関する目標

〔第1学年〕

主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習に取り組み，音楽活動の楽しさを体験することを通して，音楽文化に親しむとともに，音楽によって生活を明るく豊かなものにしていく態度を養う。

〔第2学年及び第3学年〕

主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習に取り組み，音楽活動の楽しさを体験することを通して，音楽文化に親しむとともに，音楽によって生活を明るく豊かなものにし，**音楽に親しんでいく**態度を養う。

〔第2学年及び第3学年〕では、「**音楽に親しんでいく態度**」が加わります。

2 . 内容構成の改善

現行学習指導要領では、次のように、「知識及び技能」、「思考力，判断力，表現力等」に係る内容を一体的に示していました。

例：第1学年 A表現 (1)歌唱のア

歌詞の内容や曲想を感じ取り、表現を工夫して歌うこと。

「知識」の習得に関すること

「感じ取り」と示していますが、内容としては、新学習指導要領における「知識」に相当します。

「技能」の習得に関すること

「思考力，判断力，表現力等」の育成に関すること

2 . 内容構成の改善

新学習指導要領では、次のように、「知識及び技能」、「思考力，判断力，表現力等」に係る内容を「知識(事項イ)」、「技能(事項ウ)」、「思考力，判断力，表現力等(事項ア)」に分けて示しています。

例：第1学年 A表現 (1)歌唱において現行のアの内容に相当する事項の組合せ

ア 歌唱表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら，歌唱表現を創意工夫すること。

イ 次の(ア)及び(イ)について理解すること。

(ア) 曲想と音楽の構造や歌詞の内容との関わり

ウ 次の(ア)及び(イ)の技能を身に付けること。

(ア) 創意工夫を生かした表現で歌うために必要な発声，言葉の発音，身体の使い方などの技能

3 . 学習内容の改善・充実

音楽科における「知識」の捉え

新学習指導要領における「知識」は、単に新たな事柄を知ることにと留まらず、「**曲想と音楽の構造との関わり**」などのように示し、「**曲想**」や質感を伴うものとしての「**音楽の特徴**」などに関わりをもたせて理解する内容を示しています。

音楽科における「技能」の捉え

新学習指導要領における「技能」は、「**創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能**」として示しています。このことによって、「**思考力，判断力，表現力等**」の育成と関わらせて習得できるようにすべき内容であることを明確にしています。

B鑑賞には、「技能」に関する事項は示していません。

3 . 学習内容の改善・充実

〔共通事項〕の指導内容の改善

ア：知覚、感受することに留まらず、「**知覚したことと感受したこととの関わりについて考えること**」を示し、「**思考力，判断力，表現力等**」に関する資質・能力として示しました。

イ：用語や記号などについて「**音楽における働きと関わらせて理解すること**」を示し、「**知識**」に関する資質・能力として示しました。

我が国や郷土の伝統音楽に関わる指導の充実

「生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わい、**愛着をもつことができるよう工夫すること**」を新たに示しました。

3 . 学習内容の改善・充実

「生活や社会における音や音楽の働き、音楽文化についての関心や理解を深めていくことについて、更なる充実が求められる」

(平成28年12月21日 中央教育審議会答申)



「B鑑賞」

「生活や社会における音楽の意味や役割」、「音楽表現の共通性や固有性」について考えることを事項として示しました。

歌唱教材及び器楽教材の選択の観点

歌唱及び器楽の教材を選択する際の配慮事項として「生活や社会において音楽が果たしている役割が感じ取れるもの」を新たに示しました。

3 . 学習内容の改善・充実

言語活動の充実

他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさや価値等を考えたりしていく学習の充実を図る観点から、「音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、**音楽科の特質に応じた言語活動**を適切に位置付けられるよう指導を工夫すること」を、「**A表現**」及び「**B鑑賞**」の**指導に当たって**の配慮事項として示しました。

音楽科の特質に応じた 言語活動

➡ **校内研修
シリーズ No.35**



4 . 移行期間中（平成30年度～32年度）の対応や準備

平成30年度から平成32年度までの第1学年から第3学年までの音楽の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第5節の規定にかかわらず、**その全部又は一部について新中学校学習指導要領第2章第5節の規定によることができる。**

移行期間中の学習評価については、**現行の4観点**で行います。

新学習指導要領は、**現行学習指導要領の内容を**「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の**三つに柱に沿って、再整理**したものです。



これまで「**現行学習指導要領の趣旨を生かした授業ができていたか**」を再確認することが、新学習指導要領への円滑な移行の第一歩です。

4 . 移行期間中（平成30年度～32年度）の対応や準備

その上で...

現行学習指導要領の目標や内容と、新学習指導要領の目標や内容との関連を意識し、捉えていくことが大切です。

そして...

- 👉 生徒が、「音楽的な見方・考え方」を働かせることができるような指導計画を立てる。
- 👉 資質・能力の育成に向けて、「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」の視点からの授業改善を図る。